

入札説明書

令和7年6月16日千葉市公告第483号により公告したGIGAスクール構想第2期端末等賃貸借の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

GIGAスクール構想第2期端末等賃貸借

(2) 概要

仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

(4) 納入場所

千葉市立小学校108校他78拠点

(5) 契約締結までのスケジュール

本契約は、政府調達協定に基づく特定調達契約として、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

契約締結に至るまでのスケジュールは、以下を予定している。ただし、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）に規定する市の休日には、受付（各質問の受付を含む）を行わない。

	内 容	日 付
①	入札公告	令和7年6月16日
②	入札説明書の交付	令和7年6月16日～令和7年6月27日
③	入札参加資格確認申請の受付	令和7年6月16日～令和7年6月27日
④	入札参加資格確認結果の通知（発送期限）	令和7年7月4日
⑤	仕様書等に関する質問の受付	令和7年6月16日～令和7年6月27日
⑥	仕様書等に関する質問の回答（期限）	令和7年7月11日
⑦	入札・開札	令和7年7月28日
⑧	契約締結	令和7年9月中旬～下旬（予定）※ ※千葉県公立学校情報機器整備事業費補助金の交付決定通知後

2 入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められて（以下「入札参加資格の認定」という。）いる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次の

いずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

（3）過去5年間に、本件と同規模以上の類似業務実績を有しており、確認できる書類の写し（契約書等）を入札参加資格確認申請書と併せて提出できる者

3 入札参加資格確認申請書等の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

（1）入札参加資格確認申請書等

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 契約実績調書（様式2）（他団体との契約実績を証するもの。）

*実績がない場合は不要

ウ 履行実績調書（様式3）（前記2（3）を証するもの）

（2）提出期間

1（5）「契約締結までのスケジュール」による。

（3）提出方法

入札参加資格確認申請書等の提出は、契約事務担当課への持参又は郵送によること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとすること。

郵送による場合は、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中」と朱書して、契約事務担当課宛てに、1（5）「契約締結までのスケジュール」に定める提出締切日の前開庁日の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

（4）確認通知

1（5）「契約締結までのスケジュール」により、入札参加資格の確認審査の結果について、申請者宛てに「入札参加資格確認結果通知書」を電子メールにて発送する。

4 入札に関する質問

（1）仕様書等に関する質問

ア 質問書の様式

「仕様書等に関する質問書」(様式4)を用いること。

イ 提出期間

1 (5)「契約締結までのスケジュール」による。

ウ 提出方法

契約事務担当課に電子メールにて提出すること。

なお、電子メールの受付は午後5時00分までとする。

エ 質問に対する回答

1 (5)「契約締結までのスケジュール」により、当該質問書提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

(2) 質問書提出時の留意事項

ア 電子メール送信後に、必ず契約事務担当課に電話連絡し、質問書の到達を確認すること。

イ メール1通当たりの容量が10MBを超えないよう留意すること。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 令和7年7月28日(月) 午前10時00分

場 所 千葉市教育委員会 入札室(市庁舎10階)

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

(2) 入札方法

入札者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書(様式5)をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、調達物品の金額のほか、輸送費、保険料等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め、契約期間の総額で見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、入札価格が、市が別に定める低入札価格調査の調査基準価格に満たない金額の場合、当該入札者が予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者であっても落札者とならない場合がある。入札価格が調査基準価格に満たない金額の場合、当該入札者は事後の事情聴取等低入

札価格調査に協力すること。

(6) 無効となる入札

- ア 本書に定める入札書類等に虚偽の記載を行った者の入札
- イ 千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第16条の規定に該当する入札
- ウ 郵送により入札書の提出を行う場合に、本書の定める方法によらない入札
- エ 金額表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札
- オ 入札の心得（入札説明書付録）中の「3. 無効となる入札について」に該当する入札
- カ その他、本書において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。また、入札保証金に代わる担保については、千葉市契約規則第7条による。）

(8) その他留意事項

- ア 入札参加にあたっては、入札の心得（入札説明書付録）を熟読すること。
- イ 入札の際には、入札参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。

6 開札に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札前に委任状（様式6）を提出すること。）。

7 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、2回とする。
- (3) 再度入札には、前回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、前回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市教育委員会事務局 学校教育部 教育改革推進課 企画指導班

電話 043-245-5936 (直通)

電子メール kyoikukaikaku.EDS@city.chiba.lg.jp

10 その他

(1) 入札参加資格を有しない者の参加

前記2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者が競争入札に参加するためには、原則として、千葉県電子自治体共同運営協議会が運用する「ちば電子調達システム」により資格審査の申請手続きを速やかに行い、本市において、入札参加資格の認定を受け、かつ、令和7年6月27日(金)までに前記3の入札参加資格確認申請書の提出をしなければならない。

なお、資格審査の申請手続きを行う前に下記までお問い合わせください。

千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班 電話 043-245-5089

(2) 契約締結の停止等

この調達契約は、「政府調達に関する協定」の適用を受けるため、千葉市入札適正化・苦情検討委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請等を受けた場合は、調達手続の停止等があり得る。